

地方単独事業に係る国保の減額調整措置
の見直しを求める意見書

今国会において、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革にあたっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされた。

一方で、地方創生の観点からは、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例がみられる。さらに、国の平成 26 年度補正予算における交付金を活用し、対象年齢の引き上げなど、事業内容の拡充に取り組む自治体も出てきている。

よって、政府においては、こうした状況の中で、自治体に取り組む乳幼児医療の助成制度など、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要望する。

記

- 1 人口減少の克服など、いわゆる地方創生の取り組みが進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討し、結論を出すこと。
- 2 検討にあたっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であるため、そのような観点から子ども等に係る医療の支援策を国として総合的に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年（2015 年）7 月 17 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員並びに
維新の党中山真一議員